

「文化施設インバウンド振興支援事業」に 関するオンライン説明会



令和8年2月26日／3月2日
文化庁企画調整課

事業目的・背景・課題

- 地域における文化施設の中には、高いポテンシャルを有するものの、観光資源として十分に周知されていなかったり、収益事業を実施できる設備がないために、インバウンド観光客を十分に惹きつけられていないものがある。こうした施設に対して整備を行うことで、インバウンド観光客の惹きつけを通じて収益性を向上し、投資に対するリターンが期待できる。
- 本事業は、博物館、劇場、音楽堂等などの文化施設(以下「文化施設」という。)のうち、アクセス数・来館者数・海外観光客の割合・満足度などの客観的指標を設定し効果検証を行うものについて、観覧環境の整備、収益施設の設置・改修等を支援することにより、各地の文化施設の魅力化と、地域の文化観光の担い手となる運営者の育成・参画促進を図る。

事業内容

- 文化施設でインバウンド向けの収益事業を行うに当たり、文化施設の観覧環境の整備や、施設の改修等が必要となるが、そのための費用が負担となって施設の高度化が進まないケースが見られる。
- こうした非効率・休眠等を回避し、観光・インバウンドに資する魅力的な文化施設を各地に創出するため、以下の補助事業を行う。
 - ① 広報媒体やWifi環境、展示スペースにおける多言語化等の整備費用補助
 - ② 博物館、劇場、音楽堂等などに飲食スペース、販売スペースなどを増設する際の整備費用補助
 - ③ 古民家、酒蔵などを文化的な価値を保持しながら商業施設、宿泊施設等として改修する際の整備費用補助 等 ※①～③ともに国指定・登録文化財を除く。
(① 5百万円×8件、② 15百万円×8件、③ 30百万円×4件、事務委託費等 20百万円)

事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業(補助率 1/2)
※コンセッション導入の場合には、②③の15百万円まで定額補助。
- ・補助対象：文化施設の設置者又は管理者
- ・事業期間：令和8年度～
(採択に当たっては、単にハード面のみならず、自治体の明確なビジョンと関連した、計画的・戦略的な人材育成(キャリアラダーの提示や外部人材の活用等)、他施設・分野との連携といった人材・ソフト面の取組も考慮する。)

事業イメージ

インバウンドにも魅力的な設備を有し観光振興に活用する例(イメージ)



休眠施設を改修することで収益事業に取り組む例(イメージ)



文化施設によるインバウンド振興支援事業 スケジュール（イメージ）

令和8年1月末	委託事業（事務局業務）の入札公告開始
<u>2月末～3月上旬</u>	<u>補助事業の自治体等向け説明会【本日！】</u>
3月末	委託事業（事務局業務）の開札 → 事業者決定
予算成立後	委託事業（事務局業務）開始
5月～7月頃	補助事業対象の募集
7月～8月頃	補助先の決定 → 補助事業開始

※今後の状況により、変更が有り得る。

文化施設によるインバウンド振興支援事業 FAQ①

	項目	質問	回答
1	対象施設	本事業の対象となる文化施設の範囲を教えてください。	博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第1項に規定する指定施設をいう。）、劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第1項に規定する劇場、音楽堂等をいう。）などの文化施設が対象です。
2	対象施設	国指定以外の地方指定・登録文化財も本事業の支援対象となりますか。	対象になり得ます。
3	対象施設	複数施設について申請することは可能でしょうか。	設置者又は管理者が同一であり、かつ、施設の改修等の目的が本事業の趣旨に沿った同一のものである場合に限り可能です。
4	対象経費	既に自治体の計画等に基づき改修することが予定されている施設の改修に、本補助金を活用することは可能ですか。	本事業の趣旨や対象事業に該当するものであれば、可能です。
5	対象経費	機器のレンタル・リースに係る費用は補助対象経費に含まれますか。	レンタル等の機器が整備等の事業とどのような関係性があるのかによります。
6	対象経費	支援メニュー②に関して、電子決済の導入にかかる費用も対象でしょうか。	電子決済の導入が整備等の事業とどのような関係性があるのかによります。
7	対象経費	増築を行うために必要な土地の購入を行う経費は補助対象になりますか。	対象外です。
8	申請	複数あるメニューの2つ又は3つに応募することは可能でしょうか。	一つの施設について、複数のメニューに申請いただくことは可能ですが、経費については切り分けていただく必要があります。また、採択件数には限りがあるため、複数区分で申請した場合にも、審査の結果、単一の区分に限定した採択となる可能性もあります。
9	申請	令和8年度は、事前設計のみとなる場合でも申請は可能ですか。	本事業は単年度事業になりますので、設計費への補助をご希望の場合は、単年度内に、設計に加え、施工まで完了いただく必要があります。
10	審査	採択案件の審査はどのように行うのでしょうか。	外部有識者による審査が行われ、その結果を踏まえて交付決定を行います。

文化施設によるインバウンド振興支援事業 FAQ②

	項目	質問	回答
11	スケジュール	概算払いは可能か。可能であればいつ頃になるか。	令和8年中を目途と想定しています。
12	スケジュール	内示時期はいつ頃になるのか。	令和8年7月頃を想定していますが、遅れる可能性もあります。
13	スケジュール	竣工が遅れ、補助事業実施期間内に事業を終えることができない場合はどうなりますか。	工事が遅れた理由にもよりますが、財務省との協議が整った場合には、次年度に繰り越すことが可能です。
14	事業内容	「古民家、酒蔵などを文化的な価値を保持しながら・・・改修」とありますが、具体的な基準はありますか（構造材はそのまま維持など）。あるいは価値担保のため有識者の指導助言などは必要でしょうか。	現時点では、検討中です。
15	効果検証	効果検証に際しての指標は、補助を受ける側で設定するのでしょうか。	御認識のとおりです。指標を申請時に提出いただきます。審査状況によっては、必要な指標を追加で設定いただくこととなります。
16	その他	当該事業は新規事業とのことですが、今後継続される可能性はどのくらいの確率で考えられるのでしょうか。	令和9年度以降については、確約されていません。